

女性の職業選択に資する情報の公表

H29. 5 総務課

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第17条(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)の規定に基づき、下記のとおり情報を公表します。

(1) 女性職員の採用者数(平成28年度4月1日採用者)

0人(平成28年度において採用試験の実施なし)

(2) 女性職員の割合(平成28年度4月1日現在)

13.0%(対象職員数23人、うち女性職員数3人)

(3) 育児休業取得率及び男性職員の配偶者出産休暇取得率(平成28年)

0.0%(平成28年中において制度が利用可能な職員数1名)

(4) 年次休暇平均取得日数(平成28年)

区分	対象職員数	総取得日数	平均取得日数
男性職員	20	342	17.1
女性職員	3	44	14.7
合計	23	386	16.8

(5) 各役職段階(管理的地位)に占める女性職員の割合(平成28年4月1日現在)

区分	職務内容	対象職員数	男性	女性	女性の割合%
7級(管理職)	事務局長	1	1	0	0.0
6級(管理職)	課長・主幹	4	4	0	0.0
5級	課長補佐	6	6	0	0.0
4級	主任主査	2	2	0	0.0
3級	係長・主査	10	7	3	30.0

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

H29. 5 総務課

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6項に基づく取組の実施状況を、下記のとおり公表します。

1 女性職員の増加

数値目標 平成33年度までに女性採用者数を1名以上にする

取組状況 計画的な職員採用及び採用選考基準の検討
今後、定年退職による職員数の減少を勘案し計画的な採用について検討した結果、当面の職員減については、支所廃止等の事業運営の効率化により補うこととした。

実績等 平成28年度採用者 0人（採用試験実施なし）
女性職員の割合（平成28年4月1日現在）

対象職員数	女性職員数	割合
23	3	13.0%

2 育児休業・配偶者出産休暇等の取得推進

数値目標 平成33年度までに育児休業・子の看護休暇の取得割合を0%以上にする。

取組状況 総務課から男性職員を含む全職員に向け育児休業等の子の看護休暇についての文書を通知し、情報提供とともに制度の周知を図った。

実績等 平成28年度休暇取得率 0.0%（制度が利用可能な職員数 1名）

3 その他の取組

目標 女性職員を補助的な職種に限定せず、基幹的な職種等、多様なポストに配置する。

取組状況 特定の事業及びエリア担当において主務担当者として配置した。
県連合会の実務担当者会議、農水省主催の事業研修会において積極的に参加を促し、女性職員の知識・技術習得を図った。